

令和5年度

第1回 伊勢崎市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和5年9月21日



# 令和5年度第1回伊勢崎市国民健康保険運営協議会資料

## 目次

### 報告事項

- 1 令和4年度国民健康保険事業の実施状況について…………… P 1～10
- 2 令和5年度国民健康保険税の課税状況（当初課税）について…………… P 11
- 3 出産育児一時金の支給額の見直しについて…………… P 12
- 4 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて…………… P 13
- 5 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について… P 14
- 6 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の対象期間延長について…………… P 15
- 7 第2期データヘルス計画の評価及び第3期データヘルス計画の策定について…………… P 16
- 8 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除について…………… P 17

### 参考資料

- ・令和5年度 国民健康保険税率について…………… P 19～20
- ・用語解説…………… P 21～23
- ・伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則…………… P 25
- ・伊勢崎市国民健康保険運営協議会委員名簿…………… P 26
- ・伊勢崎市国民健康保険運営協議会事務局名簿…………… P 27



# 1 令和4年度国民健康保険事業の実施状況について

## (1) 伊勢崎市国民健康保険の状況

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤として、地域医療の確保と市民の健康保持増進のため重要な役割を担っています。被保険者の年齢構成において高齢者の比率が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いことなど構造的な課題を抱えており、平成30年度に都道府県が市町村とともに国民健康保険を運営する制度改革が行われました。国民健康保険に対する国の財政支援が拡充されるとともに、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られています。

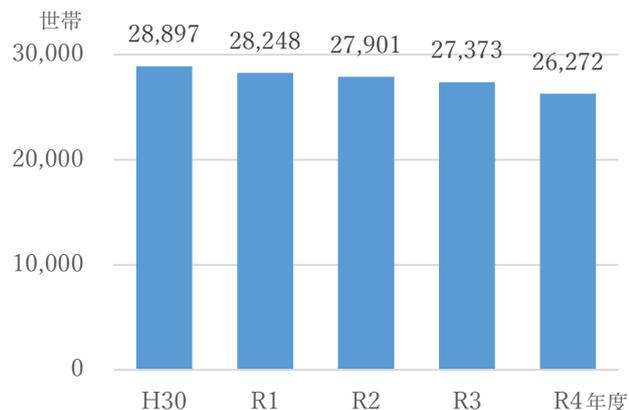
本市では、令和5年3月31日現在、市民の19.58%（前年度末20.71%）が国民健康保険に加入しています。後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用対象者の拡大により、被保険者数は減少傾向にあります。高齢化や医療の高度化等により1人当たりの医療費等の増加が見込まれることから、引き続き財政基盤の強化に向けた取組を講じていく必要があります。

## (2) 被保険者の状況

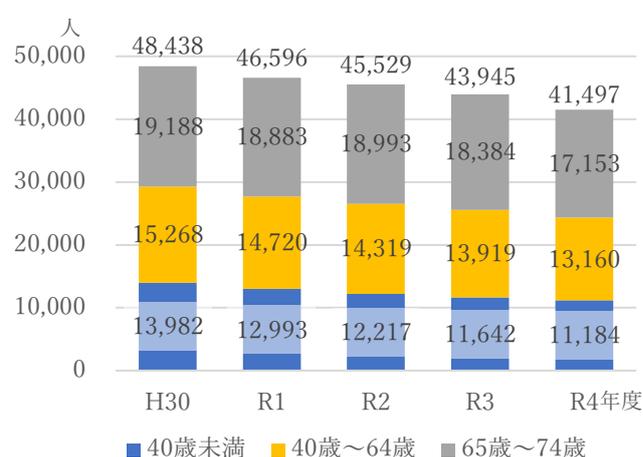
【表1】世帯数・被保険者数の推移（年度末現在）

年度	国保世帯数			国保被保険者数			住民基本台帳 (世帯・人数)	
	世帯数	伸び率	加入率	被保険者数	伸び率	加入率	世帯	人数
H30	28,897 世帯	▲3.0%	32.09%	48,438 人	▲4.6%	22.72%	90,046 世帯	213,213 人
R1	28,248	▲2.2	30.96	46,596	▲3.8	21.86	91,245	213,167
R2	27,901	▲1.2	30.17	45,529	▲2.3	21.38	92,487	212,946
R3	27,373	▲1.9	29.40	43,945	▲3.5	20.71	93,119	212,178
R4	26,272	▲4.0	27.82	41,497	▲5.6	19.58	94,437	211,963

グラフ1 世帯数の推移（年度末現在）



グラフ2 被保険者数の推移（年度末現在）



### (3) 国民健康保険特別会計 歳入と歳出の状況<決算見込>

【表2】歳入

(単位：千円)

科 目			令和3年度 決算額	令和4年度 決算見込額	増 減	伸び率
1 国民健康保険税	現年度課税分	医療給付費分	2,742,291	2,637,205	-105,086	▲3.8%
		後期高齢者支援金分	1,013,266	976,423	-36,842	▲3.6%
		介護納付金分	344,000	333,690	-10,310	▲3.0%
	滞納繰越分	医療給付費分	230,679	188,213	-42,466	▲18.4%
		後期高齢者支援金分	74,689	64,636	-10,052	▲13.5%
		介護納付金分	35,099	30,160	-4,939	▲14.1%
	計			4,440,023	4,230,327	-209,696
2 使用料及び手数料	証明手数料	4	3	-1	▲28.6%	
3 国庫支出金	災害臨時特例補助金		6,806	16	-6,790	▲99.8%
	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金		0	248	248	皆増
	計		6,806	264	-6,542	▲96.1%
4 県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）		13,246,545	13,241,004	-5,541	▲0.0%
	保険給付費等 交付金 （特別交付金）	保険者努力支援分	78,063	71,802	-6,261	▲8.0%
		特別調整交付金分	117,494	76,176	-41,318	▲35.2%
		県繰入金	210,773	195,556	-15,217	▲7.2%
		特定健康診査等負担金	59,724	60,768	1,044	1.7%
	財政安定化基金交付金		0	0	0	-
計		13,712,599	13,645,306	-67,293	▲0.5%	
5 財産収入	国民健康保険基金収入		51	151	100	197.1%
6 繰入金	一般会計繰入金	保険基金安定繰入金（保険税軽減分）	768,930	751,528	-17,402	▲2.3%
		保険基金安定繰入金（保険者支援分）	413,558	404,453	-9,105	▲2.2%
		未就学児均等割保険税繰入金	0	15,651	15,651	皆増
		職員給与費等繰入金	285,436	294,919	9,482	3.3%
		出産育児一時金等繰入金	50,357	45,851	-4,507	▲8.9%
		財政安定化支援事業繰入金	34,739	36,262	1,523	4.4%
		その他一般会計繰入金	50,681	41,949	-8,732	▲17.2%
	国民健康保険基金繰入金		0	0	0	-
計		1,603,702	1,590,613	-13,089	▲0.8%	
7 繰越金	前年度繰越金		470,196	456,275	-13,921	▲3.0%
8 諸収入	その他の収入		185,779	153,300	-32,478	▲17.5%
歳入合計（1～8）			20,419,159	20,076,239	-342,920	▲1.7%

歳入の決算見込について、概要は次のとおりです。

- ・保険税は約42億3,033万円で、前年度と比べて約2億970万円（4.7%）減少しています。
- ・国庫支出金のうち災害臨時特例補助金は約2万円で、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免への補助が特別調整交付金での対応となり、前年度と比べて約679万円（99.8%）減少しています。
- ・県支出金のうち特別調整交付金分は約7,618万円で、結核・精神の疾病にかかる医療費が多額である場合に交付される分の減などにより、前年度と比べて約4,132万円（35.2%）減少しています。
- ・繰入金について、令和4年度から未就学児に係る保険税の均等割額の減額措置が始まり、減額分を未就学児均等割保険税繰入金として一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることとなりました。その他一般会計繰入金は、福祉医療制度の実施に伴う国庫負担の削減（福祉ペナルティ）相当分を市の一般会計で補填するもので、約4,195万円で、前年度と比べて約873万円（17.2%）減少しました。なお、赤字補填を目的とする一般会計からの繰り入れはありません。

【表3】歳出

(単位：千円)

科 目		令和3年度 決算額	令和4年度 決算見込額	増 減	伸び率
1 総務費	総務管理費	270,668	280,460	9,792	3.6%
	徴税費	15,081	15,219	138	0.9%
	運営協議会費	486	550	64	13.1%
	計	286,235	296,229	9,994	3.5%
2 保険給付費	療養給付費	11,467,119	11,423,388	-43,730	▲0.4%
	療養費	93,042	85,515	-7,528	▲8.1%
	審査支払手数料	40,349	39,648	-700	▲1.7%
	高額療養費	1,685,600	1,704,301	18,701	1.1%
	高額介護合算療養費	1,393	1,433	40	2.9%
	移送費	11	0	-11	▲100.0%
	出産育児一時金	74,452	69,019	-5,433	▲7.3%
	審査支払手数料	37	33	-4	▲11.4%
	葬祭費	13,850	13,500	-350	▲2.5%
	傷病手当金	2,950	4,992	2,042	69.2%
	計	13,378,801	13,341,829	-36,973	▲0.3%
3 国民健康保険 事業費納付金	医療給付費分	3,488,360	3,757,662	269,302	7.7%
	後期高齢者支援金等分	1,393,107	1,362,932	-30,175	▲2.2%
	介護納付金分	501,988	509,874	7,887	1.6%
	計	5,383,455	5,630,468	247,014	4.6%
4 共同事業拠出金	共同事業拠出金	0	0	-0	▲0.9%
5 保健事業費	特定健康診査等事業費	153,790	149,977	-3,813	▲2.5%
	保健事業費	4,961	4,903	-58	▲1.2%
	計	158,752	154,881	-3,871	▲2.4%
6 基金積立金	基金積立金	670,580	270,919	-399,661	▲59.6%
7 公債費	公債費	0	0	0	-
8 諸支出金	その他の支出	85,061	55,027	-30,034	▲35.3%
9 予備費	予備費	0	0	0	-
<b>歳出合計（1～9）</b>		<b>19,962,884</b>	<b>19,749,353</b>	<b>-213,531</b>	<b>▲1.1%</b>
<b>歳入－歳出</b>		<b>456,275</b>	<b>326,885</b>	<b>-129,390</b>	<b>▲28.4%</b>

歳出の決算見込について、概要は次のとおりです。

- ・ 保険給付の支払いなど県の国民健康保険運営の財源となる国民健康保険事業費納付金は約 56 億 3,047 万円で、前年度と比べて約 2 億 4,701 万円（4.6%）増加しました。
- ・ 基金積立金は、将来の財源不足等に備え国民健康保険基金への積立を行うもので、令和 4 年度の積立額は約 2 億 7,092 万円で、前年度と比べて約 3,997 万円（59.6%）減少しています。
- ・ 諸支出金のその他の支出は、保険税の還付金や保険給付費等交付金の精算に係る返還金などに係る支出で、決算見込額は約 5,503 万円で、前年度と比べて約 3,003 万円（35.3%）減少しました。

収入総額は約 200 億 7,624 万円、支出総額は約 197 億 4,935 万円で、令和 4 年度の収支差引合計額は約 3 億 2,689 万円の黒字となっています。

#### (4) 国民健康保険税の賦課・収納状況

##### ■国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分について条例で定めた税率により世帯ごとに計算し、世帯主に課税します。年度途中で国民健康保険への加入・脱退があった場合は、加入月に応じて月割計算します。なお、課税額には上限（限度額）が定められています。

令和4年度の税率は、次のとおりです。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 *40~64歳のみ
①所得割額	基準総所得額×6.9%	基準総所得額×2.6%	基準総所得額×2.1%
②均等割額	国保加入者数×26,000円	国保加入者数×10,000円	国保加入者数×11,000円
③平等割額	1世帯につき20,500円	1世帯につき7,500円	1世帯につき6,100円

国保税額 =	医療分 (①+②+③) (限度額 65万円)	+	支援金分 (①+②+③) (限度額 20万円)	+	介護分 (①+②+③) (限度額 17万円)
--------	---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

※所得割額は加入者全員の基準総所得額（総所得金額－基礎控除）に税率をかけて算定します。

※医療分、後期高齢者支援金分の均等割額について、未就学児は半額となります。

##### ■国民健康保険税の軽減

前年中の世帯主と被保険者の総所得（軽減判定所得）が一定額以下の世帯は、均等割額及び平等割額が減額されます。軽減の判定は、原則として賦課期日（4月1日）現在の世帯の状況で行います。令和4年度の判定基準は次のとおりです。

世帯主及び被保険者の前年の所得の合計が	均等割・平等割の
・43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】以下の場合	➔ 7割を減額
・43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(28万5千円×被保険者数)以下の場合	➔ 5割を減額
・43万円+【10万円×(給与所得者等の数-1)】+(52万円×被保険者数)以下の場合	➔ 2割を減額

※「被保険者」には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

※65歳以上の国保加入者の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。

※上記の【10万円×(給与所得者等の数-1)】の加算は、給与所得者等の人数が2人以上の場合に適用します。「給与所得者等の数」とは、世帯主及び被保険者で、次のいずれかに該当する人の人数です。

- ・給与収入55万円超の人
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超又は65歳以上で125万円超の人

■国民健康保険税の賦課・収納状況（令和4年度）

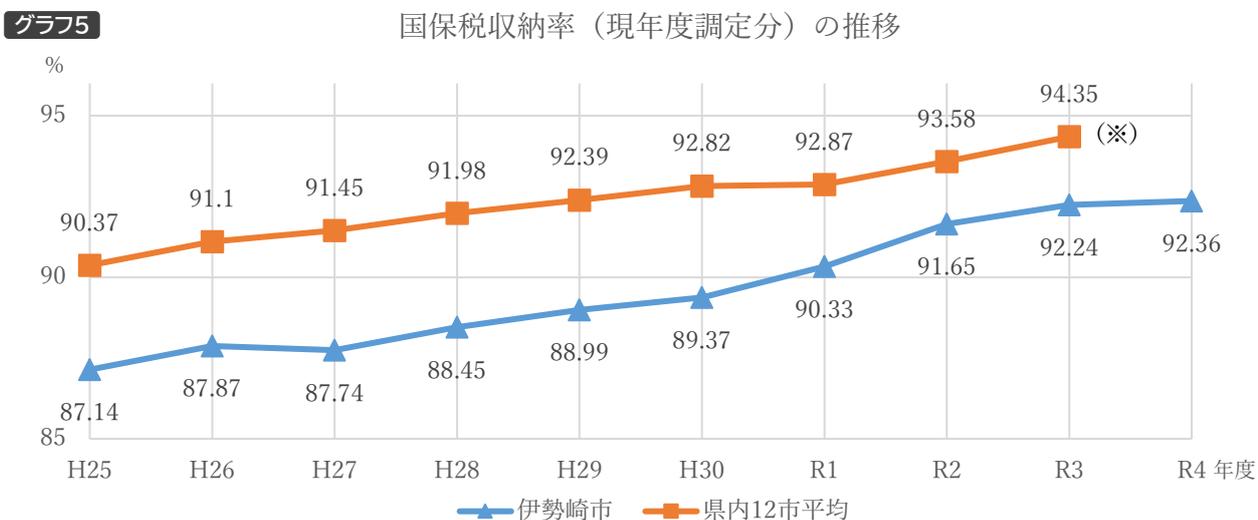
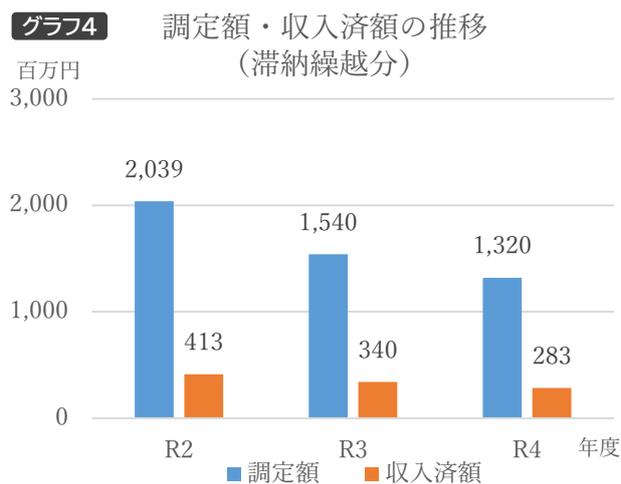
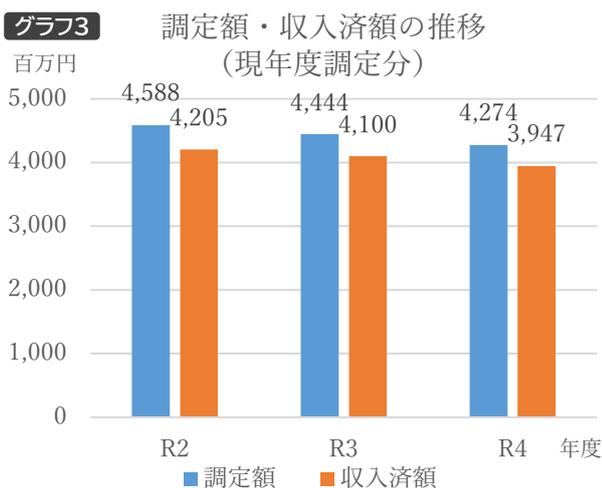
【表4】現年度調定分と滞納繰越分の状況

区分	調定額	収入済額	収納率	前年度比
現年度調定分（現年度・過年度）	4,273,769,900 円	3,947,317,482 円	92.36%	0.12 割
滞納繰越分	1,319,770,280	283,009,613	21.44	▲0.67
計	5,593,540,180	4,230,327,095	75.63	1.44

※「調定額」は国保被保険者がいる世帯の世帯主に対して課税した金額で、減免した額は含みません。

※「現年度調定分」は、現年度（令和4年度相当分を令和4年度に課税を決定したもの）及び過年度（令和3年度以前の国保加入分について令和4年度に課税を決定したもの）の合計です。過年度分の課税は、令和3年度末に国保加入手続きをした場合や過去の年度にさかのぼって国保加入手続きをした場合などに発生します。

※「滞納繰越分」は、令和3年度以前に課税した国保税が納期限までに納付されず滞納となり、令和4年度に繰り越されたものです。



※県内12市平均のR4年度は、最新データがないため数値・グラフを記載していません。

【表5】調定額の内訳（令和4年度分）

区分	調定額	1世帯当たり		1人当たり	
			前年度比		前年度比
医療分	2,803,841,200円	103,528円	▲1.7%	65,042円	0.1%
後期高齢者支援金分	1,039,269,500	38,373	▲1.5	24,109	0.3
介護納付金分	361,791,500	31,240	▲0.5	26,399	0.3
計	4,204,902,200	155,260	▲1.5	97,543	0.2

※1世帯当たり・1人当たりの調定額は、令和4年度の平均世帯数 27,083 世帯・被保険者数 43,108 人（介護納付金分は平均対象世帯数 11,581 世帯・被保険者数 13,705 人）で除したものです。

※合計の1世帯当たり・1人当たりの調定額は、調定額の合計を令和4年度の平均世帯数・被保険者数で除したものです。

### ■国民健康保険税の軽減状況

【表6】低所得世帯の軽減状況・未就学児に係る軽減状況（年度末現在）

区分	世帯数	割合		軽減額
			前年度比	
7割軽減世帯	8,975世帯	28.05%	0.35割	453,258,743円
5割軽減世帯	4,753	14.85	▲0.38	207,015,203
2割軽減世帯	3,416	10.68	▲0.24	59,895,570
計	17,144	53.58	▲0.27	720,169,516
区分	被保険者数	割合	前年度比	軽減額
未就学児に係る軽減	1,799人	3.51%	皆増	15,455,250円

※割合は、令和4年度分の課税があった世帯の総数 31,999 世帯（未就学児に係る軽減は、課税対象となった被保険者の総数 51,224 人）に対するものです。

※未就学児に係る軽減は、令和4年度から導入された制度で、医療分及び後期高齢者支援金分の均等割額をそれぞれ半額にするものです。

### ■国民健康保険税の減免状況（令和4年度分）

・主な減免理由：被保険者が収監されたことによるもの、新型コロナウイルス感染症に係るもの、旧被扶養者に係るもの など

件数： 213 件 減免額： 788 万 5,700 円

うち、新型コロナウイルス感染症に係るもの

件数： 21 件 減免額： 358 万 2,400 円

## (5) 国民健康保険事業費納付金の状況

平成 30 年度の制度改革により国民健康保険の運営が都道府県単位となったことに伴い、都道府県は、保険給付の支払いなど国民健康保険事業の運営等に必要な費用に充てるため、各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することとされました。

納付金の額は、群馬県全体に占める市町村ごとの医療費や所得、被保険者数、世帯数の割合により、毎年度、群馬県が決定しています。

【表 7】 国民健康保険事業費納付金の内訳と推移

年度	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	総 額	伸び率	1 人当たり
R2	4,014,739,111 円	1,410,287,474 円	539,186,905 円	5,964,213,490 円	▲4.9%	128,694 円
R3	3,488,360,341	1,393,106,947	501,987,529	5,383,454,817	▲9.7	119,574
R4	3,757,661,887	1,362,932,316	509,874,240	5,630,468,443	4.6	130,613

※ 1 人当たり納付金額は、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の納付金総額を年度平均被保険者数 R2=46,344 人、R3=45,022 人、R4=43,108 人で除したものです。

## (6) 保険給付の状況

【表 8】 保険給付費の推移

年度	療養給付費等及び療養費等			高額療養費（高額介護合算療養費を除く）			
	金額	伸び率	1 人当たり	支給金額	伸び率	支給件数	1 件当たり
R2	10,822,452 千円	▲2.9%	233,524 円	1,611,383 千円	3.0%	25,177 件	64,002 円
R3	11,510,466	6.4	255,663	1,681,134	4.3	26,453	63,552
R4	11,463,183	▲0.4	265,918	1,700,769	1.2	26,980	63,038

※療養費等は、食事療養費差額、移送費を含み、審査支払手数料を除きます。

※療養給付費等及び療養費等の 1 人当たり金額は、それぞれ年度平均被保険者数 R2=46,344 人、R3=45,022 人、R4=43,108 人で除したものです。

※高額療養費の支給件数は、延べ件数です。

【表 9】 その他の給付（出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金）

年度	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
	給付額	伸び率	給付額	伸び率	給付額	伸び率
R2	83,090,715 円	▲14.5%	14,100,000 円	6.8%	1,171,879 円	皆増
R3	74,451,683	▲10.4	13,850,000	▲1.8	2,950,055	151.7%
R4	69,019,170	▲7.3	13,500,000	▲2.5	4,992,016	69.2

※出産育児一時金の支給額（満額）は 42 万円、葬祭費の支給額は 1 件当たり一律 5 万円です。

※傷病手当金の給付は、新型コロナウイルス感染症に係るもので、令和 2 年度から実施しています。

## (7) 国民健康保険基金の状況

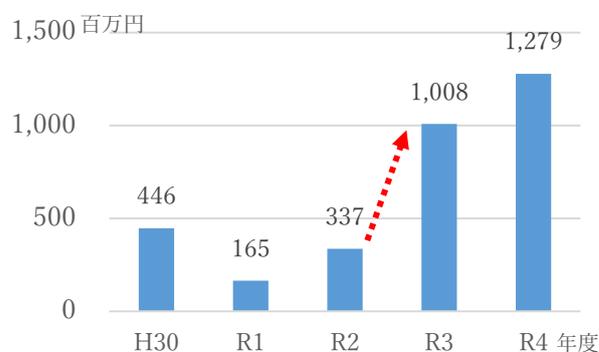
国民健康保険事業費納付金の納付に必要な財源が不足したときや、会計年度内の歳入が歳出に対して不足したときなどに備え、国民健康保険基金を設置し、予算で定めた額を積み立てています。令和2年度に国民健康保険税率を改定（引き上げ）したことや、令和3年度の国民健康保険事業費納付金が低めに抑えられたことなどから、基金残高は増えています。令和4年度における基金積立額は2億7,091万9,238円で、令和4年度末現在の1人当たり基金残高は29,664円です。

被保険者の高齢化と医療の高度化の影響などにより1人当たりの保険給付費が年々増加する傾向にあることから、今後、国民健康保険事業費納付金が増加することが想定されます。基金の活用については、国民健康保険の健全な財政運営と被保険者の税負担増の抑制のバランスを考慮し、慎重かつ適切に判断していきます。

【表 10】 年度末現在の基金残高の推移

年度	年度末基金残高	年度平均被保険者数	1人当たり基金残高
H30	446,273,958 円	49,686 人	8,982 円
R 1	165,035,043	47,553	3,471
R 2	337,269,401	46,344	7,278
R 3	1,007,849,305	45,022	22,386
R 4	1,278,768,543	43,108	29,664

【グラフ6】 基金残高の推移（年度末現在）



## (8) 被保険者証等の交付状況

国民健康保険法施行規則第7条の2第1項の規定に基づき、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年更新で被保険者証等を交付しています。

ただし、国民健康保険税を滞納している世帯には、納付相談の機会を確保するため、有効期間が6か月以下の被保険者証（短期被保険者証）を交付します。また、事業の休廃止や病気など、国民健康保険税を納付することができないと認められる特別の事情がなく国民健康保険税を1年以上滞納している世帯には、被保険者証の代わりに被保険者資格証明書を交付します。医療機関にかかるときは医療費がいったん全額負担となり、後日、申請により自己負担分を除いた額が払い戻されます。

【表 11】 被保険者証等の交付状況

	被保険者証	短期被保険者証	資格証明書	計
令和4年度末現在	24,621 世帯 (93.7%)	1,412 世帯 (5.4%)	239 世帯 (0.9%)	26,272 世帯 (100%)

## (9) 保健事業の実施状況

### ■医療費通知

健康と医療に対する認識を深め、自らの健康管理に役立てていただくため、医療費の総額等をお知らせする通知を年4回、延べ86,141世帯に郵送しました。

### ■ジェネリック医薬品差額通知

国民健康保険財政の安定化及び患者負担軽減のための取組として、年2回(8月・2月)、ジェネリック医薬品を利用することで調剤費を削減できる被保険者、延べ3,023人に対して、ジェネリック医薬品を処方してもらった場合との差額をお知らせする通知を郵送しました。

### ■その他の保健事業

医療費適正化のため、医療機関への重複・頻回受診者を抽出して、看護師資格を持つ職員による個別訪問指導(電話・文書による指導を含みます)を実施しました。令和4年度は、147人に対し、医療機関の適正受診について指導するとともに薬の飲み方などの健康相談にも対応しました。

### ■特定健康診査及び特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの被保険者の特定健康診査及び特定保健指導を実施しました。

特定健康診査は、40歳から64歳までの人は集団健診(4～7月)又は個別健診(5～11月)により、65歳から74歳までの人は個別健診により実施しました。対象者30,464人のうち特定健康診査又は人間ドックの受診者は13,605人で、受診率は44.7%でした。

【表12】特定健康診査(集団健診及び個別健診)の受診結果の内訳

区分		受診者数	動機付け支援	割合	積極的支援	割合
集団健診	40～64歳	1,057人	81人	7.7%	161人	15.2%
個別健診	40～64歳	2,267	171	7.5	219	9.7
	65～74歳	8,263	856	10.4		
計		11,587	1,108	9.6	380	3.3

特定保健指導は、集団健診、個別健診及び人間ドック受診者の健診結果により、動機付け支援又は積極的支援に該当となる人を対象として実施しました。

【表 13】 特定保健指導の実施状況

区分		動機付け支援			積極的支援		
		対象者数	実施数	実施率	対象者数	実施数	実施率
集団健診	初回面接	81人	41人	50.6%	161人	35人	21.7%
	評価終了者	41	37	90.2	35	27	77.1
個別健診	初回面接	839	90	10.7	177	15	8.5
	評価終了者	122	111	91.0	11	9	81.8
人間ドック	初回面接	126	14	11.1	25	1	4.0
	評価終了者	25	25	100.0	2	1	50.0

※個別健診と人間ドックの対象者は、特定保健指導利用券発送数、評価終了者は令和3年度初回面接者を含みます。

#### ■特定健康診査の受診率向上の取組

過去の特定健康診査受診歴や生活習慣病の通院歴などにより被保険者を分類し、人口知能（AI）を使って判定したそれぞれの被保険者の特性に応じて、より行動につながりやすい文面で通知を作成し、特定健康診査の受診勧奨を行いました。年2回（5月・9月）、合わせて26,180人に通知を郵送しました。

#### ■人間ドック検診費補助金

被保険者の健康保持、疾病の早期発見・早期治療等につなげることを目的として、人間ドック受診者に対し検診費用の一部を補助しています。

【表 14】 人間ドック検診費補助の実績

区分	性別	補助単価	受診人数	補助金額
1日人間ドック	男	15,000円	935人	14,025,000円
	女	17,000	837	14,229,000
1泊2日人間ドック	男	17,000	14	238,000
	女	17,000	5	85,000
1日人間ドック及び脳ドック	男	28,000	110	3,080,000
	女	30,000	117	3,510,000
脳ドック	男	13,000	13	169,000
	女	13,000	30	390,000
計	—	—	2,061	35,726,000

## 2 令和5年度国民健康保険税の課税状況（当初課税）について

令和5年度 国民健康保険税当初課税額等一覧表（現年度分）

年度・区分	（参考）令和4年度		令和5年度	
	医療分	後期高齢者支援金分	医療分	後期高齢者支援金分
課税総所得 （前年度比）	28,387,067 千円 98.9 %	28,387,067 千円 98.9 %	26,267,297 千円 92.5 %	26,267,297 千円 92.5 %
被保険者数 （前年度比）	45,099 人 96.5 %	45,099 人 96.5 %	42,626 人 94.5 %	42,626 人 94.5 %
世帯数 （前年度比）	28,193 世帯 98.1 %	28,193 世帯 98.1 %	27,045 世帯 95.9 %	27,045 世帯 95.9 %
算所得割	1,841,129 千円	693,754 千円	1,702,303 千円	641,443 千円
出均等割	1,120,109 千円	430,810 千円	1,057,527 千円	406,740 千円
税平等割	530,488 千円	194,081 千円	507,210 千円	185,565 千円
額計	3,491,726 千円	1,318,646 千円	3,267,040 千円	1,233,748 千円
低所得者軽減計	447,734 千円	169,402 千円	430,575 千円	162,900 千円
未就学児軽減計	12,008 千円	4,618 千円	10,648 千円	4,095 千円
限度超過額	345 世帯 169,946 千円	530 世帯 82,754 千円	302 世帯 156,308 千円	380 世帯 67,041 千円
減免・端数切捨額	2,981 千円	1,895 千円	3,837 千円	2,183 千円
調定額（課税額） （前年度比）	2,859,057 千円 96.4 %	1,059,976 千円 96.6 %	2,665,673 千円 93.2 %	997,529 千円 94.1 %
限度額（上限額）	65 万円	20 万円	65 万円	22 万円
1人当たり	63,395 円	23,503 円	62,536 円	23,402 円
1世帯当たり	101,410 円	37,597 円	98,564 円	36,884 円
賦課割合 （所得割）	50.31 %	49.44 %	49.70 %	49.24 %
賦課割合 （均等割・平等割）	49.69 %	50.56 %	50.30 %	50.76 %
介護納付金分	11,824,584 千円 99.0 %	14,384 人 96.9 %	10,784,574 千円 91.2 %	10,784,574 千円 91.2 %
介護納付金分	13,646 人 94.9 %	12,126 世帯 97.9 %	11,520 世帯 95.0 %	11,520 世帯 95.0 %
介護納付金分	209,726 千円	230,958 千円	209,726 千円	209,726 千円
介護納付金分	142,657 千円	149,898 千円	142,657 千円	142,657 千円
介護納付金分	66,965 千円	70,235 千円	66,965 千円	66,965 千円
介護納付金分	419,348 千円	451,091 千円	419,348 千円	419,348 千円
介護納付金分	54,104 千円	55,343 千円	54,104 千円	54,104 千円
介護納付金分	0	0	0	0
介護納付金分	179 世帯	205 世帯	179 世帯	179 世帯
介護納付金分	20,046 千円	25,771 千円	20,046 千円	20,046 千円
介護納付金分	437 千円	465 千円	437 千円	437 千円
介護納付金分	344,762 千円	369,512 千円	344,762 千円	344,762 千円
介護納付金分	93.3 %	97.0 %	93.3 %	93.3 %
介護納付金分	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
1人当たり	25,265 円	25,689 円	25,265 円	25,265 円
1世帯当たり	29,927 円	30,473 円	29,927 円	29,927 円
賦課割合 （所得割）	47.51 %	48.25 %	47.51 %	47.51 %
賦課割合 （均等割・平等割）	52.49 %	51.75 %	52.49 %	52.49 %

（注） 賦課割合については、課税限度超過額を保険税算定額から控除し、軽減分の控除前で算出

### 3 出産育児一時金の支給額の見直しについて

---

#### (1) 概要

令和5年4月1日から、出産育児一時金の支給総額を42万円から50万円に引き上げるため、伊勢崎市国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に変更するものです。産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、その掛金にあたる1万2,000円が加算され、合計50万円が支給されます。

※産科医療補償制度：通常の妊娠・出産にも関わらず脳性麻痺となった新生児やその家族に、1件当たり補償金3,000万円を支払う仕組み。妊婦は出産時に掛金1万2,000円を医療機関へ支払い、医療機関は運営組織である公益財団法人日本医療機能評価機構を通して損害保険会社へ保険料を支払います。

#### (2) 見直しの経緯

国の医療保険制度改革において、近年の出産費用の上昇を鑑みて「標準的な費用を賄えるよう全国一律で50万円に引き上げるべき」との社会保障審議会医療保険部会の答申を受け、国が健康保険法施行令の一部改正を行いました。令和5年4月1日から出産育児一時金の額を引き上げるよう国から各保険者に要請があり、見直しを行ったものです。

#### (3) 財政支援の割合

引き上げ分の3分の2が地方交付税措置で手当てされることに加えて、令和5年度は健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金として1件当たり5千円が交付されます。

以上の内容で令和5年3月の伊勢崎市議会定例会において条例改正の議案を提出し、議決済みです。

(伊勢崎市国民健康保険条例を一部改正 令和5年3月24日公布・令和5年4月1日施行)

## 4 国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

### (1) 概要

令和5年度税制改正に伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和5年度分以降の国民健康保険税について、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額および低所得者に係る軽減判定所得を見直すもの。

- ① 後期高齢者支援金分に係る課税限度額を、現行の20万円から22万円に引き上げる。
- ② 5割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を現行の28万5,000円から29万円に改める。
- ③ 2割減額対象世帯の減額所得基準について、被保険者1人につき加算する金額を現行の52万円から53万5,000円に改める。

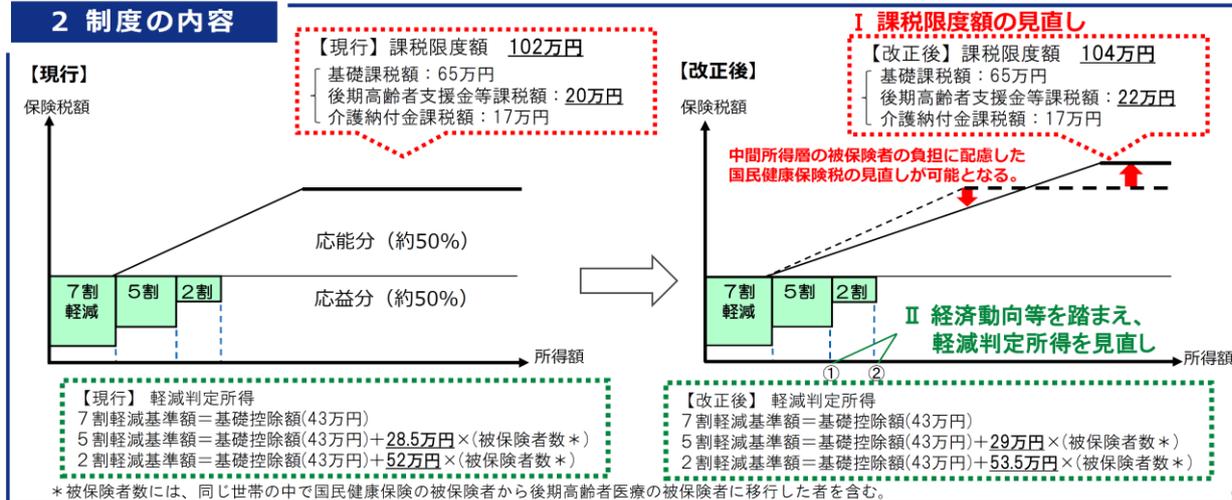
### 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

#### 1 大綱の概要

- I 国民健康保険税の課税限度額を104万円（現行：102万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
  - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29万円（現行：28.5万円）に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を53.5万円（現行：52万円）に引き上げる。

#### 2 制度の内容



出典：厚生労働省報道発表資料「令和5年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）」

以上の内容で令和5年3月31日付市長専決処分により条例改正を行い、令和5年5月の伊勢崎市議会臨時会において報告し、承認済みです。

(伊勢崎市国民健康保険税条例を一部改正 令和5年3月31日公布・令和5年4月1日施行)

## 5 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

---

### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、国が示した基準に基づき、関係条例等を改正した上で令和5年度においても実施するもの。

減免の対象は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限がある令和4年度相当分（令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以降に納期限が到来するものに限る）の国民健康保険税とするもの。併せて、減免申請書の提出期限を令和5年3月31日から令和5年12月31日に改めるもの。

### (2) 減免の対象となる世帯及び減免額

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

→ 全部を免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

→ 一部を減額又は全部を免除

※減免対象の判定及び減免割合・金額の計算方法は、令和2年度から令和4年度までに実施した減免と同じ。

### (3) 財政支援の割合

・国が示す基準により算出した保険税減免総額の10分の10が、特別調整交付金として財政支援されるもの。

以上の内容で令和5年6月の伊勢崎市議会定例会において条例改正の議案を提出し、議決済みです。

(伊勢崎市国民健康保険税条例を一部改正 令和5年6月29日公布・令和5年6月29日施行)

(新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について定める告示を一部改正

令和5年6月29日告示)

## 6 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金制度の対象期間延長について

### (1) 概要

国民健康保険条例に基づく新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について、国の施策が延長されたことから、伊勢崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、令和5年3月31日までとされていた支給対象期間を令和5年5月7日までに感染した被保険者を対象とするよう延長するもの。

また、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、国の財政支援が終了となったことから、本市においても傷病手当金の支給を終了します。

### (2) 傷病手当金制度

#### ●支給対象者

次の全ての条件に該当する者

- ・事業主から給与の支払いを受けている（被用者である）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがあり、療養のため就労できなかった期間がある
- ・該当の期間中に就労を予定していた日があり給与の全部又は一部の支給が受けられなかった

#### ●支給対象日数

対象期間において、就労ができなくなった連続する3日間（待期間）を除いた4日目以降就労を予定していた日（最長1年6か月）

#### ●支給金額

1日当たりの支給額×支給対象となる日数

※1日当たりの支給額＝直近3か月の給与収入合計 / 直近3か月の就労日数合計 × 2 / 3  
(支給額上限 30,887 円)

#### ●請求権の消滅時効

2年間

(伊勢崎市国民健康保険条例施行規則を一部改正 令和5年3月28日公布・令和5年3月28日施行)

## 7 第2期データヘルス計画の評価及び第3期データヘルス計画の策定について

### データヘルス計画の概要

「データヘルス計画」は、健康・医療情報（レセプト・健診データ）の分析に基づいて、保健事業を効果的・効率的に実施するための事業計画のことです。国が示した指針に基づき、本市では平成29年度に第2期データヘルス計画を策定し、平成30年度から令和5年度までを計画期間として保健事業の実施・評価・改善等を行ってきました。

データヘルス計画に基づきこれまで行ってきた主な保健事業は、以下のとおりです。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| ・ 特定健康診査            | ・ 特定保健指導          |
| ・ 特定健診受診率向上対策事業     | ・ 特定保健指導実施率向上対策事業 |
| ・ 高血糖対策事業           | ・ 人間ドック検診費補助事業    |
| ・ ジェネリック医薬品利用促進通知事業 | ・ 医療費通知発送事業       |
| ・ 訪問指導事業            |                   |

### 第2期データヘルス計画の評価

第2期計画においては、国が市町村国保の目標値として示した特定健診受診率60%、特定保健指導実施率60%を目標に受診率向上対策等を行ってきました。特定健診については、AI（人口知能）を活用した受診傾向の分析により受診確率の高い該当者に勧奨通知を発送する勧奨事業や、若年層を対象とした電話勧奨など、特定保健指導については対象者への電話勧奨など、受診率向上に対する取組を進めましたが、特定健診受診率・特定保健指導実施率共に目標の60%には達していない状況です。

【参考】令和4年度実績 特定健診受診率=44.7% 特定保健指導実施率=13.9%

高血糖対策事業では、特定保健指導の対象ではない（肥満でない）人のうち高血糖である人に対しても高血糖予防相談を実施するなど、早期介入を行い重症化予防に努めました。

### 第3期データヘルス計画の策定

第3期の計画策定に当たっては、都道府県内で共通の指標を用いて評価することにより他の保険者との比較ができるようになることや、成果が出ている保険者から効果的な知見を得られることなどから、データヘルス計画を都道府県レベルで標準化することが掲げられました。

群馬県においても、県内で共通の項目・内容のデータヘルス計画案が示されました。本市ではこの計画案を基に課題や評価指標を組み込み、また群馬県、国保連合会及び㈱キャンサーズキャンの三者によるデータヘルス計画策定支援事業による支援を受けて、令和6年度から令和11年度までを計画期間とした第3期計画の作成に当たっています。

今年度の冬頃に計画の素案を国保運営協議会に諮って答申をいただき、第3期データヘルス計画を策定する予定です。

## 8 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除について

### (1) 概要

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正され（令和5年5月19日公布、令和6年1月1日施行）、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除措置が新たに設けられたことに伴い、伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正し、改正後の国民健康保険税について本免除措置を実施するもの。

### (2) 対象

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険税及び所得割保険税。

※産前産後期間とは、出産被保険者の出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前）から出産予定月の翌々月までの4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の期間を指す。

### (3) 費用負担の割合

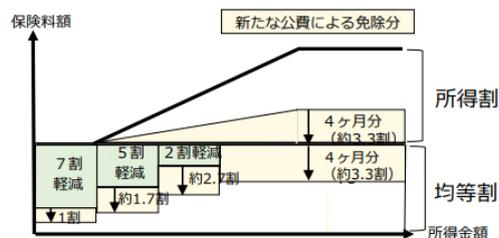
- ・本免除措置に係る免除相当額は国（1/2）・都道府県（1/4）・市町村（1/4）で負担する。

## 国民健康保険制度改革の推進

### (1) 出産時における保険料負担の軽減【令和6年1月施行】

- ・令和4年4月から、未就学児の均等割保険料の軽減制度を導入。
- ・更なる子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険料（均等割額、所得割額）を免除する措置を創設。

※費用負担 公費（国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4）  
 所要額 4億円（令和5年度）



出典：厚生労働省報道発表資料「医療保険制度改革について」

令和5年12月の伊勢崎市議会定例会に伊勢崎市国民健康保険税条例の一部改正案を諮り、令和6年1月から本免除措置の実施を予定しています。

## 令和5年度 国民健康保険税率について

令和5年度の国民健康保険税率及び軽減判定は、次のとおりです。赤字部分は、令和4年度から変更があった部分です。

### ■国民健康保険税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 *40~64歳のみ
①所得割額	基準総所得額×6.9%	基準総所得額×2.6%	基準総所得額×2.1%
②均等割額	国保加入者数×26,000円	国保加入者数×10,000円	国保加入者数×11,000円
③平等割額	1世帯につき20,500円	1世帯につき7,500円	1世帯につき6,100円

国保税額	=	医療分 (①+②+③) (限度額 65万円)	+	支援金分 (①+②+③) (限度額 22万円)	+	介護分 (①+②+③) (限度額 17万円)
------	---	---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

※所得割額は加入者全員の基準総所得額（総所得金額－基礎控除）に税率をかけて算定します。

※医療分、後期高齢者支援金分の均等割額について、未就学児は半額となります。

### ■国民健康保険税の軽減

世帯主及び被保険者の前年の所得の合計が	均等割・平等割の
・43万円＋【10万円×（給与所得者等の数－1）】以下の場合	→ 7割を減額
・43万円＋【10万円×（給与所得者等の数－1）】＋（29万円×被保険者数）以下の場合	→ 5割を減額
・43万円＋【10万円×（給与所得者等の数－1）】＋（53万5千円×被保険者数）以下の場合	→ 2割を減額

※「被保険者」には、同世帯で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含みます。

※65歳以上の国保加入者の公的年金に係る雑所得については、15万円を控除した金額を軽減判定所得とします。

※上記の【10万円×（給与所得者等の数－1）】の加算は、給与所得者等の人数が2人以上の場合に適用します。「給与所得者等の数」とは、世帯主及び被保険者で、次のいずれかに該当する人の人数です。

- ・給与収入55万円超の人
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満で60万円超又は65歳以上で125万円超の人

## 用語解説

<b>国民健康保険特別会計</b>	<p>国保事業は、保険料（税）と国庫負担金等の特定の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てられるため、都道府県や市町村の事務事業において独立した事業となる。国保事業を行うための費用の経理を一般会計と区別して行うため、特別会計を設けることが義務付けられている。</p>
<b>保険者と被保険者</b>	<p>保険者は、保険事業を行う者のことで、国保においては都道府県及び市町村・特別区と、公法人である国保組合のこと。平成 30 年度の法改正により、市町村とともに都道府県が新たに保険者となり国保の運営主体となっている。国保組合は、医師、歯科医師、土木建築業など、同種の事業・業務に従事する者を組合員として、都道府県知事の認可を受けて組織される。</p> <p>被保険者は、保険の利益を受ける者のことで、健康保険・各種共済組合等の被用者保険の加入者及び後期高齢者医療制度の対象者以外の方は、国保の被保険者となる。</p>
<b>災害臨時特例補助金</b> <small>（国→市町村特別会計）</small>	<p>東日本大震災に伴う原子力発電所事故に関して、避難指示区域等の住居に居住する被保険者に対する保険料（税）及び一部負担金の免除措置等を実施した場合における負担額について財政支援を行うもの。</p>
<b>保険給付費等交付金</b> <small>（県特別会計→市町村特別会計）</small>	<p>都道府県は、保険給付等の円滑な実施を図るとともに、市町村の特別な事情に応じた財政調整を行うため、条例に基づき、市町村に対し保険給付費等交付金を交付するものとされている。保険給付費等交付金は、普通交付金と特別交付金に分類される。</p>
<small>保険給付費等交付金のうち</small> <b>普通交付金</b>	<p>市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の交付申請に基づき、申請額と同額が交付される。市町村は、受け取った交付金を保険給付費に充てることとなる。</p>
<small>保険給付費等交付金のうち</small> <b>特別交付金</b>	<p>市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、個別の事情に着目し、次のア～エの合算額が市町村に交付される。</p> <p>ア 保険者努力支援分</p> <p>国から都道府県に交付される保険者努力支援交付金のうち、医療費</p>

	<p>適正化などの取組に応じて市町村に交付される。</p> <p>イ 特別調整交付金分 国から都道府県に交付される調整交付金のうち、災害などの特別の事情に応じて市町村に交付される。</p> <p>ウ 都道府県繰入金 都道府県が一般会計から国保特別会計に繰り入れる都道府県繰入金のうち、個別に市町村に交付されるもの。保健事業に要する経費や収納率向上などの取組に応じて市町村に交付される。</p> <p>エ 特定健康診査等負担金 国から都道府県に交付される特定健康診査等負担金と、都道府県が一般会計から繰り入れる特定健康診査等繰入金を財源として、市町村の特定健康診査等に要する経費の 2/3 が市町村に交付される。</p>
<p><b>一般会計繰入金</b> (市一般会計→市特別会計)</p>	<p>市町村の国保事業運営のため、地方交付税による財源措置が講じられ、市町村の一般会計から国保特別会計への繰入れが制度化されている。</p> <p>ア 保険基盤安定繰入金 保険料（税）の軽減相当額（＝保険税軽減分）や軽減対象となった被保険者数等を基準として算定した額（＝保険者支援分）を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>イ 未就学児均等割保険税繰入金 未就学児に係る保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>ウ 産前産後保険料（税）免除に係る繰入金 ※令和6年1月から 出産予定の被保険者又は出産した被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額相当額を基準として算定した額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>エ 職員給付費等繰入金 国保の事務の執行に要する費用を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>オ 出産育児一時金等繰入金 出産育児一時金の支給基準額の 2/3 相当額に出産件数を乗じた額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p> <p>カ 財政安定化支援事業繰入金 保険者の責めに帰すことができない特別の事情（被保険者の応能割</p>

	<p>保険料（税）負担能力が特に不足していること、被保険者の年齢構成が高齢者に偏っていること）によって、国保財政の運営が困難な場合に、その要因を勘案して算定した額を、一般会計から国保特別会計に繰り入れる。</p>
<b>療養給付費</b>	<p>被保険者が、保険医療機関等で診察・薬剤等の支給・処置・各種看護を受けたときにかかった医療費全体のうち、保険者が保険医療機関等に支払う費用。</p>
<b>療養費</b>	<p>被保険者が、療養給付費範囲外の診察（保険医療機関以外で受診・鍼・灸・マッサージ等）を受けた場合や補装具（コルセット等）の装着を行った場合にかかった医療費全体のうち、保険者が被保険者（世帯主）に支払う費用。</p>
<b>療養諸費</b>	<p>療養給付費と療養費を合わせた給付費用。</p>
<b>高額療養費</b>	<p>被保険者が同一月に、同一保険医療機関で支払った一部負担金の合算額が自己負担限度額を超えた場合、この超えた額を世帯主からの申請に基づき、保険者が被保険者（世帯主）に支払う費用。</p>
<b>移送費</b>	<p>被保険者が診療を受けるため、違う病院や診療所に移送された際にかかった移動費。保険者が、その移送が必要なものであると認めたときのみ、被保険者（世帯主）に支払う。</p>
<b>出産育児一時金</b>	<p>条例の定めるところにより、被保険者が出産した場合、世帯主に支給される費用。</p> <p>健康保険の解釈上、出産に関わる給付は、相対的なものと考えられ、療養給付費範囲内の診療と判断されないため、出産費用は一時的に自己負担扱いとなり、被保険者が出産した後、その費用を保険者が支払う。</p>
<b>葬祭費</b>	<p>条例の定めるところにより、被保険者が死亡した場合に葬祭を行った者に支給される費用。</p>

<b>傷病手当金</b>	<p>条例の定めるところにより、被保険者が病気やけがで働けなくなり、給料が支払われない時や減額された場合に支給されるもので、国民健康保険法第58条第2項に基づく任意給付となっている。</p> <p>国保の被保険者は主として自営業者とその家族であることから被用者（雇用されて働く人）とは異なり、疾病に伴う収入の減少が多様に分かれ、労務不能の概念が不明確なことから、これまで市町村国保での制定はなかったが、令和2年3月10日の厚生労働省保険局国民健康保険課通知「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」により、市町村に条例整備について要請があり、定めたもの。</p>
<b>国民健康保険事業費納付金</b> <small>(市町村特別会計→県特別会計)</small>	<p>都道府県は、当該都道府県の国保特別会計で負担する保険給付費等交付金の交付、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用等に充てるため、条例に基づき市町村から国保事業費納付金を徴収する。</p> <p>市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付する。納付金の額は各市町村における所得水準等を考慮して、毎年度、都道府県が決定する。</p>
<b>後期高齢者支援金等</b> <small>(県特別会計→社会保険診療報酬支払基金)</small>	<p>後期高齢者医療制度に係る財政負担として、75歳以上の者（後期高齢者）の医療給付費の約4割を現役世代の医療保険から支援金という形で拠出する。各保険者が加入者数に応じた金額を負担している。</p>
<b>介護納付金</b> <small>(県特別会計→社会保険診療報酬支払基金)</small>	<p>40歳以上65歳未満の国保被保険者の介護保険料は、市町村が被保険者から医療保険料（税）と一体的に徴収し、国保事業費納付金に含む形で県に納付する。県は介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付している。</p>
<b>福祉ペナルティ</b>	<p>県や市町村などが、独自に子どもの医療費助成など福祉医療費支給制度を現物給付方式で実施している場合に、国民健康保険の国庫負担金を減額する仕組み（未就学児までの医療費助成を除く）。医療費の窓口負担をなくすことで医療費が多くかかるとして、増分は実施自治体が負担すべきものとして、国は国民健康保険国庫負担金を削減するペナルティを科している。</p>

<p><b>【国保税】</b> <b>応能割・応益割</b></p>	<p>保険税の課税総額は、応能原則（負担能力に応じた負担）と応益原則（受益に応じた負担）から構成される。保険税の算定において、所得割・資産割を応能割、均等割・平等割を応益割という。</p> <p>所得割…被保険者の所得に応じて算定する  資産割…被保険者に係る固定資産税額に応じて算定する  均等割…被保険者1人当たり定額で算定する  平等割…1世帯当たり定額で算定する</p> <p>本市においては平成30年度から、資産割を除く所得割・均等割・平等割の3方式により保険税額を算定している。応能割と応益割の配分については、群馬県の方針の下、応益割合45～55%を目指すこととされている。</p>
<p><b>国民健康保険団体連合会</b></p>	<p>国保の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するために国民健康保険法に基づき設立する公法人。各都道府県単位に設立されている。国保連合会が行う主な事業は、保険者の事務の共同処理、診療報酬の審査及び支払、特定健康診査・特定保健指導に関する事業など。</p>



# ○伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則

平成17年1月1日規則第70号

改正

平成22年11月12日規則第60号

平成26年3月31日規則第51号

## 伊勢崎市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市国民健康保険条例（平成17年伊勢崎市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、法令及び条例の定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項につき、市長の諮問等に応じて審議するほか、必要あるときは市長に対し建議することができるものとする。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、市長の諮問があったとき又は委員の3分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集を請求したときは、速やかに協議会を招集しなければならない。

(定数)

第5条 協議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議長)

第6条 会長は、会議の議長となり、議事を整理し協議会の事務を総理する。

(議事の表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第8条 協議会は、会議事項に関し必要な事項を、その都度市長に報告するものとする。

(書記)

第9条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年1月24日以後最初に委嘱される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月12日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第51号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険運営協議会委員名簿（敬称略）

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
被保険者代表 (6人)	内田 寿美枝	伊勢崎市区長会
	田中 隆次	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	大前 千鶴子	伊勢崎商工会議所
	酒本 恵子	群馬伊勢崎商工会
	平田 弓江	J A 佐波伊勢崎
	高橋 清氏	伊勢崎市農業委員会
医師・歯科医師・薬剤師代表 (6人)	山田 俊彦	伊勢崎佐波医師会
	塩島 正之	伊勢崎佐波医師会
	堤 京子	伊勢崎佐波医師会
	岡部 敏行	伊勢崎歯科医師会
	鈴木 君弘	伊勢崎歯科医師会
	松本 修	伊勢崎市薬剤師会
公益代表 (6人)	久保田 勝夫	伊勢崎市社会福祉協議会
	相川 之英	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会
	井辻 悦子	伊勢崎市食生活改善推進協議会
	塩生 恵美子	伊勢崎市健康推進員協議会
	山下 喜代美	東京福祉大学
	小暮 清人	弁護士
被用者保険等保険者代表 (2人)	山崎 博幸	群馬県市町村職員共済組合
	馬見塚 晃	サンデン健康保険組合

令和5年5月10日現在

伊勢崎市国民健康保険運営協議会事務局名簿

職名	氏名	担当事務
健康推進部長	原田 憲二	国民健康保険・国民年金・市民の健康・スポーツに関すること。
健康推進部副部長	石橋 勇一郎	国民健康保険・国民年金・市民の健康・スポーツに関すること。
国民健康保険課長	齋藤 弘光	国民健康保険全般に関すること。
課長補佐 兼 国保係長	澁澤 裕一	運営協議会・国民健康保険の資格管理・予算その他財務に関すること。
国保係長	星野 智美	運営協議会・国民健康保険の資格管理・予算その他財務に関すること。
賦課係長	木内 健太郎	国民健康保険税の賦課に関すること。
賦課係長	栗原 典正	国民健康保険税の賦課に関すること。
課長補佐 兼 給付係長	関根 有希子	医療給付・保健事業に関すること。
給付係長	金井 宏次	医療給付・保健事業に関すること。
健康指導係長 (健康づくり課兼務)	大川 玲子	特定健診・特定保健指導に関すること。
健康指導係長 (健康づくり課兼務)	中島 宏典	特定健診・特定保健指導に関すること。
納付推進係長	谷口 英之	国民健康保険税の納付推進に関すること。

連絡先：伊勢崎市健康推進部国民健康保険課 電話 0270-27-2735

令和5年4月1日現在